3 配偶者からの暴力の状況

配偶者暴力相談支援センターで、平成 21 年度中にあった配偶者からの暴力 (ドメスティック・バイオレンス「DV₁) に関する相談は 786 件です。

暴力を避けるために家を出た被害者については、一時保護施設において保護することができます。平成21年度の一時保護件数は27件で、平成20年度と比べて8件増えています。

被害者が配偶者からの更なる身体に対する暴力によって、生命や身体に重大な危害を受けるおそれが大きいときは、配偶者からの暴力防止及び被害者の保護に関する法に基づき、裁判所が加害者に対し保護命令を発令します。保護命令には、被害者・子への接近禁止命令(6か月)、被害者住居等からの退去命令(2か月)があります。福井地方裁判所管内での保護命令発令件数については、平成22年度は11月末現在で7件、平成13年10月から平成22年11月までの累計で83件となっています。

① 配偶者暴力相談支援センターにおけるDV相談受付状況

	生活学習館	総合福祉相談所	健康福祉センター (6カ所)	合 計	警 察
平成14年度	80	58	-	138	
平成15年度	58	114	-	172	81
平成16年度	97	85	-	182	91
平成17年度	80	71	-	151	97
平成18年度	107	117	396 620		114
平成19年度	41	123	723	887	145
平成20年度	48	114	829	991	124
平成21年度	49	182	555	786	143
平成22年度 (H22.4~12)	57	134	700	891	170

[※]内閣府「配偶者暴力相談支援センターにおける相談件数等調査」より作成。

② 一時保護件数

年度	HI4年度	H15年度	H16年度	H17年度	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度 (H22.4~12)
件数	11	10	14	11	25	19	19	27	22

③ 福井地方裁判所管内での保護命令発令件数

期間	H13年 度 (H13.10 ~ 14.3)	H14 年度	H15 年度	H16 年度	H17 年度	H18 年度	H19 年度	H20 年度	H21 年度	H22 年度 (H22.4~ 11)	累計
件数	0	6	13	11	7	12	7	14	6	7	83

①②③資料出所:県男女参画・県民活動課、子ども家庭課

[※]警察の件数は「福井県の治安情勢」より作成。「女性特有の警察安全相談の受理件数」のうちDV事案に係るものを<u>暦年</u>で計上した。